

建設リサイクル法の事務処理を行う自治体について

- 一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県等に代わり、分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。
- 一部地域では、分別解体等に係る事務は市区町村、再資源化等に係る事務は県が行っており、自治体間の情報共有が必ずしも十分になされていないケースが見受けられる。

表：建設リサイクル法に関する事務を行う市町村の比較（埼玉県の場合）（H19.4.1時点）

分別解体等の実施に関する事務を行う市町村 (建設部局)	再資源化等の実施に関する事務を行う市町村 (環境部局)	
義務的建築主事	政令で定める市 (旧保健所設置市)	※義務的建築主事 建築主事を置かなければならない市 ※任意の建築主事 都道府県知事の同意を得て建築主事を置いている市 ※限定的建築主事 規模の小さな建築物に関する事務等、一定の事務のみを行う建築主事を置いている市区町村
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市	さいたま市、川越市	
任意の建築主事		
春日部市、狭山市、上尾市、草加市、新座市		
限定的建築主事		
熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、杉戸町、松伏町		
その他	その他	
残り 28 市町村：県の建設部局	残り 68 市町村：県の環境部局	

<自治体からの意見(アンケート調査より)>

- 建設リサイクル法を所管する部局が建設部局と環境部局であり、建設工事の届出から再資源化等までの一連の流れについて、適正な手続き・処理がなされているか確認することが困難。**両部局間での情報共有の体制づくりが必要。**
- 現行の規定では、**行政組織間の情報提供による対応が個人情報取扱いの観点から妨げられることがあり**、対象工事への対応に支障がでる場合が想定される。

53

都道府県等による連携強化の取組

◎特定建設資材廃棄物リサイクル・適正処理に係る合同パトロール

(八都県市：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市)

- 八都県市では、建設リサイクル法全国一斉パトロールの一環として、高速道路において産業廃棄物収集運搬車両を対象に積載物や廃掃法マニフェストを調査
(平成16年度より、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム27)と共同で実施)
- 調査情報を関係部局へ連絡し、工事現場や再資源化施設等の確認を実施。

- 平成18年度実施日：平成18年10月23日(月)
- 実施場所：東名高速道路、東北自動車道ほか計5箇所
- 参加人数：230名
- 調査総数：103台
→うち11台に法違反の疑いがあり、文書指導等を実施
- 当該調査により把握した情報に基づき、特定建設資材廃棄物に係る再資源化施設への立入調査を実施(1件)



(中央自動車道八王子本線料金所)

※平成19年度も10月23日(火)に実施。

54

Ⅲ)横断的取り組み

都道府県等における情報提供の取組

Ⅲ)1.1

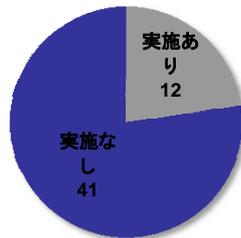
◎再資源化施設に関する情報提供の実施

■一部の自治体では、建設廃棄物が適正に再資源化施設に持ち込まれるように、再資源化施設等の情報をインターネット等で提供している。

都道府県
n=39



政令で定める市 n=53



インターネットによる情報提供
・26自治体
冊子又は文書による情報提供
・4自治体

注：建設廃棄物の中間処理施設をもって再資源化施設の紹介としている自治体が多い。
政令市の一部では、再資源化施設の紹介を県のHPで行っている。

自治体での先進的な取組事例について

○茨城県

建設工事で排出が予想される30品目について、HP上の茨城県内建設廃棄物受入施設マップ(右図)で紹介

○横浜市

木くずの再資源化施設の基準を定め、再資源化事業者を登録制度とし、横浜市が発注する建設工事から排出する木くずについて、指定処分を行っている。



図 茨城県内建設廃棄物受入施設マップ
(建設発生木材処理施設)

建設リサイクル法の周知・啓発活動

■建設リサイクル法施行後、各地で講習会、街頭イベント等を実施。

(1)「建設リサイクル講習会」(H14～)

平成14年以降、毎年全国10都市で建設リサイクル講習会を開催。
(主催：建設副産物リサイクル広報推進会議)



建設リサイクル講習会
受講者数の推移

年度	受講者数
平成14年度	3,358人
平成15年度	2,122人
平成16年度	2,378人
平成17年度	1,998人
平成18年度	1,331人

(2)建設リサイクル法街頭イベント①

(日比谷公園 (H14))



主 催：国土交通省・環境省・東京都・建設副産物リサイクル広報推進会議
日 時：平成14年5月30日(木)、6月1日(土) 11:00～15:00頃
場 所：日比谷公園(大噴水前)
内 容：パネル展示、ポスター展示、リサイクル材の展示、ティッシュ、風船配布、パンフレット、ピラ配布

(3)建設リサイクル法街頭イベント②(東京駅構内 (H15))

主催：国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所、
建設副産物リサイクル広報推進会議

日時：平成15年5月30日(金)

場所：JR東京駅(構内)1階コンコース「ディラ東京メディアコート・BREAK」

内容：ビデオ放映、パネル・リサイクル品の展示、チラシ等の配布を実施



(参考) 現行建設リサイクル法に規定のない内容